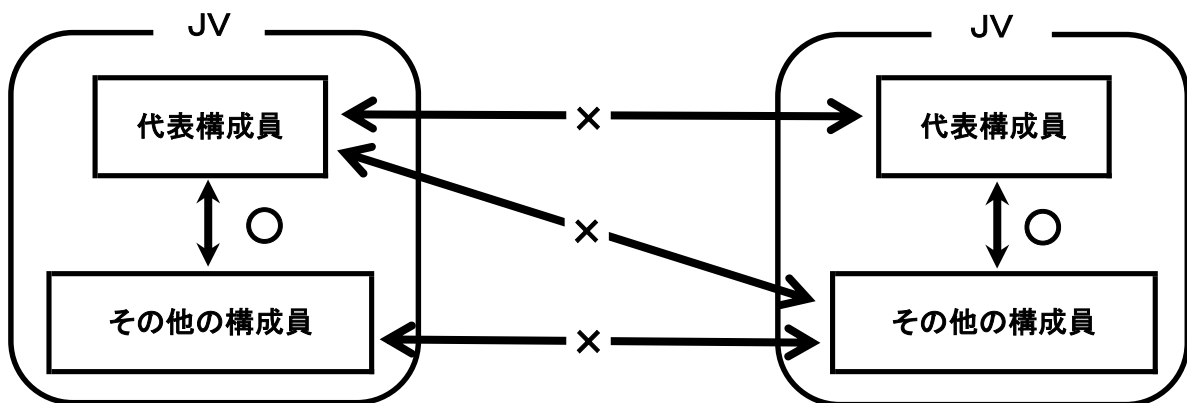


同一入札への参加が制限される事例(JVの場合)

下記(1)、(2)のいずれかに該当する者同士が、それぞれ別のJVの構成員である場合に同一入札への参加を制限します。

〔 ×の矢印の関係が下記(1)、(2)に該当する場合には、同一入札への参加を制限します。
○の矢印の関係が下記(1)、(2)に該当する場合でも、同一入札への参加が可能です。 〕



- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
(A社の役員A氏が、B社の役員を兼ねている)



- (2) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者と夫婦である場合。
(A社の代表者A1氏が、C社の代表者A2氏と夫婦である)



※ 役員とは、現在事項全部証明書等の「役員に関する事項」に記載される役員を示す。
なお、社外取締役、監事、有限責任社員及び事務局長は、役員に含めない。